

第十回

大津町農業委員会

令和六年四月十日

第10回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 9:30から11:20

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (11人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 (2人)

6番 吉山 一豊	7番 鍋島 定照
----------	----------

4. 欠席農業委員 (1人)	6番 宮崎 恵美
欠席推進委員 (3人)	5番 大田黒 淳次
	8番 荒木 幸一
	16番 松永 富幸

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
日程第9	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第10	議案第7号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(再配分)の意見について
日程第11	議案第8号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆	事務局次長 田上 克也	主事 堀江 大成
------------	-------------	----------

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和6年4月10日 第10回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりましたので定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
只今から令和6年4月、第10回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半委員が出席されて
おられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。9番 今村 太 委員と10番 大村
礼美 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。4月の第10回定例総会
は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。4月の第10回定例総会は本日1日をもって終了とし
ます。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。

議案書は1Pとなります。今回2件の申請がなされております。

3条の1です。調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の
要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字杉水地内にある農地1筆です。

申請理由は、贈与による所有権の移転です。樹芸木の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をお願いします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
申請の内容は、杉水地内の畑1筆、4, 212㎡について贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は、父親である譲渡人とともに杉水に在住しています。つつじの栽培及び販売を中心とした父の経営する農地所有適格法人に勤務し、経営のノウハウを継承中です。今回の贈与を契機に、譲受人が申請農地の肥培管理・販売を行い経営の一部を継承するものです。農業機械等は父の保有する機械を使用貸借契約書に基づき使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字吹田地内にある農地1筆の一部です。
申請理由は、暗渠水路新設に伴う地役権の設定となっており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、吹田地区ですので東委員から説明をお願いします。

東 委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字吹田地内の農地です。
申請の内容は、吹田地内の田1筆、739㎡のうち、暗渠用水路の4㎡について地役権の設定を行うものです。
水田への用水が不足するため、令和5年度に「おおきく土地改良区」が事業主体となり、県の防災減災事業を活用し、下井手からの暗渠用水の新設工事を実施しました。
これに伴い、設定人及び被設定人の権利を明確にするために、年間の使用料を設定し、併せて地役権の設定を行うものです。
設定人の営農及び周辺農地への営農上の問題はなく、受益地となる田は利便性が向上するため問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
吹田地区担当は大田黒推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 太田黒委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 地役権についてももう少し詳しい説明をお願いします。

事務局 地役権とは、一定の目的のために他人の土地を利用する権利のことです。今回は、担当委員説明のとおり、水田用水の不足を補うため土地改良区が事業主体となり施行した暗渠用水と所有者の権利を担保するため3条申請を行い、許可を得た場合は地役権設定登記を行う予定です。

会 長 他に議質問意見はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、地役権の設定につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。
4条の1 意見書(案)は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場及び倉庫への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、

古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、町道三吉原北出口線楽善交差点に隣接する農地です。
申請の内容は、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、共同住宅や事業所も増えて、駐車場の需要が見込めるため、今回の申請となりました。また、倉庫は隣接する店舗の移転に伴い、既存倉庫の移設の必要となったことから場所を変えて建て替えを行うものです。
申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸駐車場及び倉庫への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は4P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅敷地拡張への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある

準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査の報告をいたします。
申請地は大字大津で町道三吉原北出口線楽善交差点に西側の農地です。
申請の内容は、平成22年に自宅を新築した際に庭木、庭石を移転しましたが、今回、測量を行ったところ、農地にはみ出していることが分かり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、個人住宅敷地拡張への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3P～4Pをお願いいたします。今回7件の申請がなされており

ます。

5条の1、2 意見書(案)は5P～6P、申請地見取図は7P～10Pをお願いいたします。

この2件は隣接地で、譲渡人も同一ですのでまとめて説明します。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、上水道と下水道が整備され、大津高校と保育園が500m以内にあるから例外規定の「2種2管」に該当し、第3種農地となり転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、大津高校南側約30mの農地です。

申請の内容は、申請人は建設業を営んでおり、資材置場が不足し探していたところ、申請地は交通の利便性が良く、十分な敷地面積を確保できることから適した土地であると判断し、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内(鍛冶)地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、2 資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は7P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は車両置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、国道57号北側復旧道路インターチェンジから300m以内であるため第3種農地となり転用は可能です。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、国道57号北側復旧道路インターチェンジから300mの東側の農地です。

申請の内容は、申請人は隣接地で自動車関連事業を行っており、申請地で展示場として新たな事業を計画したところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

西村委員 狭小地で区画も三角形となっているが事業用地として支障はないのですか。

宮崎委員 現地調査で確認していますが、申請地は県道新設時の残地となったため狭小の三角地となっていました。譲受人の事業所に接しており事業計画に問題はないと思います。

会 長 他に意見等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、車両置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は8P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅用地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、町民グラウンド北側の農地です。

申請の内容は、申請人は菊陽町で不動産業を営んでおり、大津町で共同住宅建設の要望があり、共同住宅用地として分譲計画したところ譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がして

あり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、共同住宅用地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は9P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は店舗への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、日吉ヶ丘住宅の北側で町道三吉原北出口線沿いの農地です。

申請の内容は、申請人がパンの製造販売の計画をし、父親の土地を利用し店舗を出すことで話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、店舗への転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書(案)は10P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字森地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので藤本農業委員からお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字森地内で、国道５７号からスポーツの森へ南に約８０ｍ入った農地です。

申請の内容は、申請地周辺は、駐車場の要望があり、整備計画をしたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
森地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 別に問題はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

５条の６、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

事務局 ５条の７ 意見書(案)は１１Ｐ、申請地見取図は５Ｐ～６Ｐをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

１の転用目的は店舗への転用です。

農地の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第３種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、大津地区ですので古庄農業委員からお願いします。

古庄委員 現地調査の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で町道三吉原北出口線楽善交差点付近の農地です。
申請の内容は、既存店舗の老朽化と駐車場拡大のため店舗の移転を計画し、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の7、店舗への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号についてご説明いたします。
議案書は5～8Pとなります。
議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は11件です。1番から6番及び10番から11番が再設定で、7番から9番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は60,151㎡(約6町)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1講の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。
(意見・ご質問なし)
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。
議案書は9Pとなります。
議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。
法的な位置づけは議案第4号と同様です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は15,333㎡（約1町5反）です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・ご質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号、

事務局

それでは議案第6号についてご説明いたします。

議案書は11Pとなります。

議案第6号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご説明申し上げます。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

番号1及び番号2につきましては、中間管理機構（熊本県農業公社）が中間管理権を取得し担い手経営体に貸し付けがなされていましたが、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の新たな担い手に対し再配分計画により貸し付けるものです。

農地中間管理機構は、農用地利用集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会に意見を聴くとされてい

ます。

今回の再配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業既定に適合し、設定を受ける者は、第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

なお、今後の農地集積は中間管理機構が行う農地利用集積等促進計画に統合一本化され、更新、再配分、利用権移転等は改正機構法による対応となり、新規の利用権設定のみが旧基盤強化法の経過措置期間による対応となります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、熊本県農地中間管理機構が定めた農用地利用集積等促進計画（再配分）については、「設定を受ける者は、農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる」ことから、異議はないとの意見に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

事議案第6号、農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）につきましては、異議なしと承認・決定し、町へ意見書を提出いたします。

続きまして日程10、議案第7号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局

（事務局次長が資料を説明）

・ 5月の現地調査及び小委員会予定について

（案はR6.4/30（火） 午前9時00分～）

・ 5月の定例総会予定について

（案はR6.5/10（金） 午前9時30分～）

上記案に決定

その他議案については、以下のとおり可決

1. 「農業委員会による最適化活動の目標の設定等について」を原案可決

2. 「令和6年度農業者年金加入推進部長の推薦につて」を原案可決

この他、事務局から数点の協議事項、連絡事項あり。

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和6年4月の第10回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年4月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 今村 太

議事録署名委員 大村 礼美